

2018年(平成30年)12月20日

自治体 各位

広島弁護士会
会長 前川 秀雅

要 望 書

1 要望の趣旨

西日本豪雨の被災者が、被災した家屋を解体するか修繕するかを十分に検討できるよう、広島県内の各自治体において、公費解体の申請期限を柔軟に延長していただくよう求めます。

2 要望の理由

現在、西日本豪雨の被災者においては、ようやく土砂撤去が進み、自宅の再建等に向けて動き出し始めています。

そのような中、広島県においては、平成30年10月末から「広島県地域支え合いセンター」を通じての専門家派遣の事業を開始し、当会からも弁護士を派遣しておりますが、相談会では、生活再建、とりわけ被災した自宅に関する相談が被災者から数多く寄せられています。

この点、修繕等を希望する被災者に対しては、当会としても、法律専門家として、公的支援の情報提供や、各種貸付制度の紹介に努めていますが、被災者の中には、これらの情報を短期間で十分に理解することが難しい方も多く存在します。

こうした中、被災地の各自治体が示している、公費による家屋解体の申請期限が迫っています。

具体的には、平成30年12月12日時点において、広島県内において、災害救助法が適用された自治体のうち7市町が、本年12月28日を公費解体の申請期限としており、その地域の被災者は、自宅の取壊しという大きな決断を、本年中にしなければなりません。

そして、公費解体の申請期限が迫ってきている状況においては、自費での解体・撤去を怖れるあまり、修繕可能かどうかを慎重に判断する前に、駆け込みで公費解体の申請を余儀なくされるケースが、少なからず存在するものと危惧します。

したがって、被災者が、解体の要否について、十分に制度を理解し、検討できるだけの時間的猶予を設けることは、今後の復興に関して極めて重要な考慮要素といえます。

この点、一人でも多くの希望者が自宅に戻って生活することは、本来必要がない公的資金の公費解体への投入を避ける効果や、住民の流出による地域のコミュニティーの喪失を回避することにも繋がりますし、現状、業者の手配がつかず、公費解体が進んでいない現場の事務の状況に鑑みれば、延長を認めたとしても、特段、行政事務上の混乱は生じないものと思料します。

なお、同様に西日本豪雨の被災地である岡山県倉敷市では、公費解体の申請期限につき、平成31年3月末までとされていますし、西日本豪雨と同じく、特定非常災害の指定を受けた熊本地震では、公費解体の期限は平成29年3月31日とされ、発災から約1年の検討期間が設けられました。

よって、広島県内の各自治体においても、広島県とも協議のうえ、公費解体の要否につき、被災者が十分に検討する時間的猶予を設けるため、公費解体の申請期限を柔軟に延長していただくよう求めます。

